

令和5年度 公文書開示状況（令和6年1月決定分）

福祉局

表の見方

＜決定区分＞について

・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

＜（根拠規定）条例7条＞について

・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。

・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

- 7条1号 法令秘情報
- 7条2号 個人情報
- 7条3号 事業活動情報
- 7条4号 犯罪の予防・捜査等情報
- 7条5号 審議、検討又は協議に関する情報
- 7条6号 行政運営情報
- 7条7号 任意提供情報
- 7条8号 特定個人情報
- 7条9号 死者の個人番号

＜公文書の件名＞について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

＜公文書の総枚数＞について

・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R5. 12. 14	R6. 1. 22	生活保護運用事例集（令和5年10月改訂版）	599	1															福祉局生活福祉部保護課
2	R5. 12. 14	R6. 1. 22	③東京都内にある生活保護申請窓口で申請した手続きにつきまして東京都知事宛保有個人情報の開示請求を行ったとしても東京都内部に情報がなく、東京都が保有個人情報の開示請求を行った者に対して情報不存在をにおわす趣旨の決定を下す根拠 ④東京内にある福祉事務所で申請した書類及び口頭、FAXなど書面以外で生活保護申請希望者及び生活保護受給者が申請した手続き、手続きの処理状況について、東京都内にある全ての福祉事務所保管するように東京都が独自定めている根拠規定全て					1												福祉局生活福祉部保護課
3	R5. 11. 5	R6. 1. 4	平成30年12月21日付30福保子家第1381号「子ども虐待による死亡事例等の検証に係る調査について（回答）」	60	1															福祉局子供・子育て支援部保育支援課
4	R5. 11. 5	R6. 1. 4	平成30年度から令和4年度において、東京都が厚生労働省へ提出した「子ども虐待による死亡事例等の検証票①」うち、以下の部分 ・「都道府県欄」 ・1事件の概要のうち、「発生」、「死亡に至った事件の発生」及び「死亡日」欄			1					1				1				・ 条例第7条第2号に該当 ・ 条例第7条第6号に該当	福祉局子供・子育て支援部保育支援課
5	R5. 11. 5	R6. 1. 4	・ 平成30年度から令和4年度において、東京都が厚生労働省へ提出した「子ども虐待による重症事例等の検証調査票」 ・ 平成31年度から令和4年度における「子ども虐待による死亡事例等の検証に係る調査について（回答）」					1												福祉局子供・子育て支援部保育支援課
6	R5. 11. 6	R6. 1. 5	・ 東京都養子縁組民間あっせん機関助成事業における実施要綱、補助要綱、決定通知 ・ 令和4年度児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金における実施要綱、補助要綱、決定通知	38	1															福祉局子供・子育て支援部保育支援課
7	R5. 11. 6	R6. 1. 5	・ 東京都養子縁組民間あっせん機関助成事業における申請書、実績報告書、事業計画書 ・ 令和4年度児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金における実績報告書、申請書	247		1					1	1	1		1				・ 条例第7条第2号に該当 ・ 条例第7条第3号に該当 ・ 条例第7条第4号に該当 ・ 条例第7条第6号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
8	R5. 11. 9	R6. 1. 5	東京都ひとり親家庭就業推進事業業務委託に係る契約締結起案	92	1															福祉局子供・子育て支援部育成支援課
9	R5. 11. 9	R6. 1. 5	東京都ひとり親家庭就業推進事業業務委託に係る事業計画承認起案、額の確定起案、支出起案	579		1					1	1	1		1				・ 条例第7条第2号に該当 ・ 条例第7条第3号に該当 ・ 条例第7条第4号に該当 ・ 条例第7条第6号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
10	R5. 11. 9	R6. 1. 5	東京都ひとり親家庭就業推進事業業務委託契約における事業変更計画、清算書					1												福祉局子供・子育て支援部育成支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
11	R6. 11. 8	R6. 1. 5	法人〇〇に関して東京都が取得、作成した書類の全て	82		1					1	1	1		1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支 援部企画課
12	R5. 11. 10	R6. 1. 9	「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査」調査票（令和 4 年分及び令和 5 年分）	744		1					1	1			1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支 援部家庭支援課
13	R5. 11. 10	R6. 1. 9	「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査」調査票（平成30年分、平成31年分、令和 2 年分及び令和 3 年分）					1												福祉局子供・子育て支 援部家庭支援課
14	R6. 12. 25	R6. 1. 10	2012年 4 月から2018年 8 月までに、都の児童相談所長による特別養子縁組申立に係る文書。 ただし、法人〇〇に係るもののみ。					1												福祉局子供・子育て支 援部育成支援課
15	R5. 12. 7	R6. 1. 10	一時保護所HANDBOOK～一時保護所運営の手引き～（令和 5 年度版）	51	1															福祉局子供・子育て支 援部家庭支援課
16	R6. 12. 27	R6. 1. 10	緊急 1 歳児受入事業（平成30年 3 月30日付29福保子保第5924号）に関する要綱	3	1															福祉局子供・子育て支 援部保育支援課
17	R5. 11. 18	R6. 1. 17	〇〇氏のSNSのポストによれば、令和 5 年 3 月23日に複数の〇〇代理人の弁護士が契約書第 1 条第 4 項に違え書面もなく福祉保健局を訪れ東京都若 年被害女性支援事業の協議をしたとされている。当該協議の〇〇側参加者（代理人弁護士含む）の氏名が記載された一切の文書。					1												福祉局子供・子育て支 援部育成支援課
18	R5. 11. 19	R6. 1. 18	令和 5 年東京都若年被害女性支援事業に係る実施状況報告書	83		1					1	1	1		1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支 援部育成支援課
19	R5. 11. 20	R6. 1. 19	・ 4 福保子家第1062号 ・ 4 福保総契契第7144号 ・ 導入計画書（児童相談所におけるAI音声マイニングシステムの導入委託） ・ 児童相談所におけるAI音声マイニングシステムの導入委託試験結果報告書(令和 5 年 3 月) ・ 児童相談所におけるAI音声マイニングシステムの導入委託基本設計書(令和 4 年11月) ・ スタートアップマニュアル ・ 2022年11月21日付 打合せ議事録/現場実査確認記録	288		1					1	1	1						・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当	福祉局子供・子育て支 援部家庭支援課
20	R5. 11. 20	R6. 1. 19	児童相談所におけAI音声マイニングシステムの導入委託のうち、基本構想・先行事例集・審査会結果報告・提案書・月報及び広報・課題管理表・ フロー					1												福祉局子供・子育て支 援部家庭支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
21	R6. 11. 24	R6. 1. 23	令和４年度と５年度の「東京都ひとり親家庭就業推進事業」業者選定委員会資料、仕様書、特命理由書	46	1															福祉局子供・子育て支援部企画課
22	R6. 11. 24	R6. 1. 23	令和４年度「東京都ひとり親家庭就業推進事業」事業者選定結果起案、決定通知			1					1				1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部企画課
23	R5. 11. 25	R6. 1. 24	東京都若年被害女性支援事業の上限額について令和３年度の2600万から令和４年度に4557万8000円への増額に際して、事業を取り巻く環境に関して東京都として勘案又は検討した内容が記載された一切のメール・文書。					1												福祉局子供・子育て支援部育成支援課
24	R5. 11. 26	R6. 1. 25	令和４年度若年被害女性等支援事業に係る実施状況報告書（〇〇から提出された第 1 四半期～第 3 四半期分）	31		1					1	1			1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
25	R5. 11. 26	R6. 1. 25	令和４年度若年被害女性支援事業で〇〇が提出した四半期実績状況報告書の最終版の事業実績額が未報告や作成中とされている場合、東京都が受託者に実施した注意、勧告、処分及び是正措置に関する一切の文書・メール。					1												福祉局子供・子育て支援部育成支援課
26	R6. 11. 27	R6. 1. 25	令和３年度及び令和４年度の、東京都女性相談センターからＮＰＯ・一般社団法人など民間事業者への一時保護委託に関する公文書委託事業者、保護期間、被保護者人数、委託費用、支払記録等記載された公文書	1264		1					1	1	1		1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部女性相談支援センター
27	R5. 11. 27	R6. 1. 26	東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画検討委員会の第 1 回・第 2 回議事録	64		1					1	1			1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
28	R5. 11. 27	R6. 1. 26	東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画検討委員会の第 3 回議事録					1												福祉局子供・子育て支援部育成支援課
29	R5. 11. 27	R6. 1. 26	・ 東京都児童相談所における児童一時保護委託の取扱い ・ 支出命令書 ・ 支払額調書	225	1															福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
30	R5. 11. 27	R6. 1. 26	・ 令和３年度から令和４年度の間に東京都児童相談所から民間事業者に対して支払った一時保護委託費に関する支出命令書・請求書・一時保護委託費関係書類			1					1	1	1		1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
31	R5. 11. 29	R6. 1. 26	ヤングケアラー支援推進協議会の運営及び研修資料の作成に係る業務委託【05-07013】 起案書、審査会結果報告、契約書、提案書、実施計画書、実施報告書、議事録、研修資料等 「東京都ヤングケアラー向けホームページ」構築・運営等業務委託【04-08680】 起案書、審査会結果報告、契約書、提案書、子供の意見、作業計画書（サイト開発、コンテンツ）工程表、サイト設計書、基本デザイン・仕様、懸案事項管理台帳	141		1					1	1	1		1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
32	R5. 11. 30	R6. 1. 29	東京都不妊検査等助成事業実施要綱、29福保子家第409号		1															福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
33	R5. 11. 30	R6. 1. 29	・ 02福保子家第369号、02福保子家第370号、02福保子家第550号、02福保子家第677号、02福保子家第821号、02福保子家第906号、02福保子家第1047号、02福保子家第1275号、02福保子家第1400号、02福保子家第1561号、02福保子家第2095号、03福保子家第525号、03福保子家第769号、03福保子家第1105号、03福保子家第1304号、03福保子家第1480号、03福保子家第1935号、03福保子家第2501号、04福保子家第1251号、04福保子家第1484号、04福保子家第1760号、04福保子家第2129号、04福保子家第2268号、04福保子家第2407号、04福保子家第2541号、04福保子家第2726号、04福保子家第2880号、05福祉子家第299号、05福祉子家第603号、05福祉子家第753号、05福祉子家第928号、05福祉子家第1061号	1686		1					1	1	1		1				・ 条例第 7 条第 2 号に該当 ・ 条例第 7 条第 3 号に該当 ・ 条例第 7 条第 4 号に該当 ・ 条例第 7 条第 6 号に該当	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
34	R5. 11. 15	R6. 1. 12	(1)「技術提案書の技術的評価の結果の送付について」（人生100年時代社会参加マッチングプラットフォーム（仮称）に係る基本計画策定及び要件定義等支援委託 (2)点数配分表及び採点結果集計表 (3)既存サイトの調査分析報告書（民間サイト） (4)要件定義書 (5)RFI仕様書 (6)RFI候補ベンダ (7)庁内説明資料	230	1															福祉局高齢者施策推進部在宅支援課
35	R5. 11. 15	R6. 1. 12	(1)委託契約書（人生100年時代社会参加マッチングプラットフォーム（仮称）に係る基本計画策定及び要件定義等支援委託） (2)プロジェクト計画書 (3)既存サイトの調査分析報告書（区市町村サイト） (4)基本計画書 (5)定例会議事録 (6)RFI納品物	270		1					1	1	1		1				（ 7 条 2 号） 個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のため。 （ 7 条 3 号） 法人の事業活動や事業ノウハウに関する情報であり、公にすることで、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （ 7 条 4 号） 公にすることにより、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。 （ 7 条 6 号） ・ 他の地方公共団体が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・ 公にすることで、今後実施を予定している設計・開発等業務委託の競争入札の適正性を損なうことが認められ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	福祉局高齢者施策推進部在宅支援課
36	R5. 11. 15	R6. 1. 12	人生100年時代社会参加マッチングプラットフォーム設計・開発等業務に係るRFIに係る「公告依頼書」					1											財務局への情報提供招聘の公告依頼は任意手続であり本案件では実施していないため、当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない	福祉局高齢者施策推進部在宅支援課
37	R5. 11. 20	R6. 1. 19	5 福祉障施第440号 児童発達支援事業所等利用支援事業に係るシステム設計・開発委託技術審査委員会設置要綱の制定について 令和 5 年11月13日付 5 福祉障施第1165号 児童発達支援事業所等利用支援事業に係るシステム設計・開発委託第 2 回技術審査委員会の審査結果について（通知）	6	1															福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号				
38	R5. 11. 20	R6. 1. 19	児童発達支援事業所等利用支援事業に係るシステムのうち、基本構想、先行事例集、契約書、各所計画書と報告書（テスト、アクセシビリティ、月報、広報、作業・業務の実施）、設計書、課題管理表、各種マニュアル、フロー、体制、議事録						1												福祉局障害者施策推進 部施設サービス支援課	
39	R5. 11. 20	R6. 1. 19	5福祉障施第544号 児童発達支援事業所等利用支援事業に係るシステム設計・開発委託 技術審査委員会における学識経験者の就任について（依頼） 5福祉障施第624号 児童発達支援事業所等利用支援事業に係るシステム設計・開発委託 第 1 回技術審査委員会の開催について（通知） 5福祉障施第721号 契約締結請求について（システム） 5福祉障施第951号 児童発達支援事業等利用支援事業に係るシステム設計・開発委託 第 2 回技術審査委員会の開催について（通知） 5福祉障施第1165号 児童発達支援事業所等利用支援事業に係るシステム設計・開発委託第 2 回技術審査委員会の審査結果について（通知） 〇〇株式会社作成 「児童発達支援事業所等利用支援事業に係るシステム設計・開発委託」技術提案書 〇〇株式会社作成 「児童発達支援事業所等利用支援事業に係るシステム設計・開発委託」技術提案書 〇〇株式会社作成 「児童発達支援事業所等利用支援事業に係るシステム設計・開発委託」技術提案書	278		1						1	1			1					（第 7 条 2 号） 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。 （第 7 条 3 号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （第 7 条 6 号） 公にすることにより、特定の者に不当に利権を与え若しくは不利益を及ぼす恐れがあり、当該事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局障害者施策推進 部施設サービス支援課